

目次

大岡裁きとソロモン王	1
眞田芳憲元理事長のご逝去を悼む	2
萩原金美元監事のご逝去を悼む	3
法文化学会第 20 回研究大会・総会を終えて	4
法文化学会第 21 回研究大会について	5
叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』	6
叢書第 16 巻の刊行について	6
叢書第 17 巻の編集について	6
叢書第 18 巻の発刊について	6
法文化叢書第 18 巻『戦争と占領の法文化』原稿募集のご案内	6
事務局からのお知らせ	7
2016 年度会計報告	7
年会費納入のお願い	7
入会の申込について	8

大岡裁きとソロモン王

法文化学会理事長 岩谷十郎（慶應義塾大学）

21 世紀の日本にあってもその名前が忘れ去られない、18 世紀の江戸時代に生きた裁判官がいる。享保の改革期に江戸の町奉行として活躍した、大岡忠相のことである。史実上の大岡はさておいても、庶民に親しまれ人情味あふれる人物像として描かれた彼の裁判物語は、写本や講談、それに歌舞伎の演目となって 19 世紀に語り継がれ今日にまで至る。テレビの人気時代劇の定番でもあったが、大岡を演じた俳優の訃報が

最近伝わった。

1889 年から 92 年まで日本に滞在したウィグモアも彼の存在には気が付いていた。1928 年に彼が出版した『世界法体系のパノラマ』には、「東洋の創作物語における理想的な裁判官」（第 2 巻、486 頁以下）として大岡が取り上げられている。特にウィグモアが注目したのが、「互いに自らの実子であると主張して一人の子どもを取り合う二人の母親」のケースであった。裁判官・大岡は、

親権を巡って争い合う二人の女のそれぞれに、子どもの右腕と左腕を引っ張らせ、痛み苦しむ子どもの姿を見て最初に腕を離れた側を真の母親として認定したという話である。

ウイグモアが指摘するように、この大岡の裁きは『旧約聖書』の「列王記上」(第 3 章 18~28 節)に記されるソロモン王の裁きに酷似している。ソロモン王は、争う二人の女の前でその子どもを剣で二つに裂けと命じたが、一方の女が殺される子を不憫に思い親権を他方に譲ると申し出たことから、王はこの女を真の母親と見抜いた、という話である。ウイグモアの言わんとしたところは、紀元前 10 世紀のイスラエルの王と 18 世紀日本の名裁判官の示した賢慮とは、要するに「衡平な裁きを目指した素晴らしい洞察力と鋭便な正義感覚」(同前)において大いに共通しているということであろう。

なお、この名奉行大岡とソロモン王については、ウイグモアと同様、明治期の日本に 22 年の長きに亘って滞在したボアソナードも触れていた。彼

は自らが編纂に加わった 1882 年の日本治罪法典の起草理由書の中で、「大岡裁判官は、日本において、ソロモン王のもう一つの判決を下したことで有名である」(ix 頁)と述べた。法制度整備のために日本に招聘されていた西洋の法律家たちは、この大岡の存在を知り、ソロモン王と彼との歴史や文化を越えた類似性に驚いたのだろう。

裁判官(王)には人格者であってほしいし、杓子定規ではない柔軟な問題の解決をしてほしい。このあたりが、我々が大岡とソロモン王の逸話からイメージする理想的な判事像なのであろう。そのイメージは、近代期の日本における法の大きな転換期に、外国人法律家の目にも見逃せない顕著な形で蘇ったのだと思われる。

翻って、昨今の日本における法学教育の行方が危ぶまれる。こんな時こそ、歴史の彼方から変わらず我々を捉えて離さない、理想の法律家像に思いを馳せたいものである。法文化研究への誘いとして提案したい。

眞田芳憲元理事長のご逝去を悼む

森 光 (中央大学)

本学会の初代理事長であった眞田芳憲(さなだ・よしあき)先生が昨年(2017年)11月23日にお亡くなりになりました。追悼の意を表しつつ、この場をお借りし、眞田先生の御業績を振り返らせていただきます。

眞田先生は、昭和 12 年に新潟県に生まれ、高校卒業後上京し中央大学に学び、法学部を卒業後、大学院に進学し矢田一男先生の下でローマ法を専攻されました。そして、昭和 39 年に中央大学法学部助手となり、専任講師・助教授を経て、昭和 49 年より平成 19 年 3 月まで教授をお務めになりました。

眞田先生の研究の出発点はローマ法にありま

す。先生の修士論文は、財産法からテーマをとった典型的なローマ法研究です。その後、古代の法制度の現代への影響を視野に入れつつ、古代ローマやギリシアの法制度について法史的・比較法学的研究を積み重ねるなかで、西洋法に追従しこれを賛美するのではなく、これに批判的に対峙する姿勢を形成していかれました。この姿勢が最も明瞭に表れているのが、「ローマ法の《古典性》について」(『中央大学九十周年記念論文集』1975 年所収)です。この中で、先生は、法学が隆盛を極め、後世の模範となったと一般的に言われている 1~3 世紀のローマ法学を「古典」と称揚することの不合理性を指摘してい

ます。

眞田先生は、その後、イスラーム法に関心を向けるようになります。1977年、日本で最初にイスラーム法国際会議が開催された際、その実施責任者に同氏が就任したことがその端緒となりました。その時の会議の記録が『イスラーム法への招待』(1978年)としてまとめられています。この時期、我が国におけるイスラームへの関心は極めて低く、ましてやイスラーム法についての法学領域での研究となると、ほとんど皆無といってよい状況にありました。その中で、先生は、『イスラーム法の精神』(初版1985年、改訂増補版2000年)などイスラーム法についての数多くの多岐にわたる翻訳・論文を次々に著していきました。

眞田先生は、1996年、「法族論試論—比較文化論の視点に立って—」と題する論文を発表しました。この中で、西洋中心的な視点による世界の法体系の分類を排除した上で、宗教法と世俗法との関係性を基軸において、世界の法体系の整理を試みています。周知の通り、古代ローマでは、宗教的規範や道徳的規範と截然と切り離された形で、精緻な世俗法が発展しましたが、イスラーム地域では、この両者は分離されず、むしろ積極的にこの両者が結びつけられた形で、法体系が形成されました。このような視点に立つと、イスラーム法は、いわばもっともローマ法らしくない法体系となるわけです。また、従来は、日本法を西洋法の一形態ととらえる見方が一般的であったわけですが、ローマ法とイスラーム法という全く異質な体系の比較研究により得られた上記視点に

萩原金美元監事のご逝去を悼む

本学会会員であった萩原金美(はぎわら・かねよし)神奈川大学名誉教授は、2017年11月に逝去された。私の手元にある、萩原名誉教授の

より、継受した欧米の法制度の裏にある日本法の独自性について、これを総合的に分析する基礎的方法論を形成しようという意図をみてとることができます。

眞田先生の研究は、アカデミックな世界の枠内にとどまるものではありませんでした。先生の研究は、現実を直視しながら進められ、そして常に研究成果を現実へと還元することを志向していました。眞田先生は、1993年より国連NGOの一つとして、世界の主要な諸宗教との宗教対話と宗教協力を通じて、世界的な平和運動を推進している、財団法人世界宗教者平和会議平和研究所所長の職にありました。そのなかで、グローバルに展開される対立の融和を実現すべく、国内外でシンポジウムや世界大会を開催するなどの活動も精力的に行っていました。こうした活動を行うことは、こうした志向性をもつ眞田先生にとっては当然のことであったといえるでしょう。

今年(2018年)3月、眞田先生の絶筆、『<大逆事件>と禅僧内山愚童の抵抗』が出版されました。これは、大逆事件で刑死した曹洞宗の僧侶、内山愚童の実像を描き出すことを目指したものです。敬虔な仏教徒であり、法と宗教の両面を生涯かけて考究してこられた眞田先生らしい著作といえます。先生は、闘病中にすべての校正を終えられていましたが、残念ながら出版されたこの著作を先生ご自身が手にとることはできませんでした。3月10日には出版記念会が催され、眞田先生を偲びつつこの著作の出版をお祝いいたしました。

藤本幸二 (岩手大学)

論説が掲載された神奈川ロージャーナル第10号は2017年11月30日発行となっているが、萩原名誉教授のご逝去に関しての記載はなく、

これがどれほど突然の、予期せぬ出来事であったかを物語っているようにも思える。ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

萩原名誉教授の、後述するスウェーデンを中心とする北欧法に関する業績については今さらご紹介申し上げるまでもないが、本学会との関わりで申し上げるならば、裁判官実務のご経験をお持ちの萩原名誉教授が法の文化的理解にひとかたならぬご関心を示され、基礎法・比較法関係の学術報告が主流となる本学会に積極的にご参加くださり、そのご経験とご見識をもとに鋭い指摘や問題提起をさせていただけたことは、本学会にとって、他に比肩するもののない意義を有していたと今さらながらに実感するところである。

萩原名誉教授は、1931年、群馬県高崎市にお生まれになり、旧制中央大学法学部専門部の最後の卒業生として新制中央大学3年に編入、在学中の1951年に司法試験に合格され、1953年の中央大学卒業後、裁判官に任官された。15年間の裁判官生活の後に1969年に退任され、同年からスウェーデン等に留学ののち、1972年から弁護士登録され、1976年から2001年まで神奈川大学教授をお勤めになり、さらに2004年まで同大学特任教授を歴任された。

萩原名誉教授の学術的業績は北欧の訴訟法を中心とした司法制度研究や調停を含むいわゆ

るADR研究に代表されるが、近年は自身がかつ携わられていた本邦の刑事司法制度についても鋭い批判の目を向けておられた。単著だけでも、『スウェーデンの司法』(弘文堂、1986年)、『裁判法の考え方』(信山社出版、1994年)、『司法改革を考える』(判例タイムズ社、2000年)、『訴訟における主張・証明の法理:スウェーデン法と日本法を中心として』(信山社、2002年)、『スウェーデン法律用語辞典』(中央大学出版部、2007年)、『裁判員裁判・関連して死刑存廃論を中心に』(同、2016年)、そして絶筆となった『『検証・司法制度改革Ⅰ、Ⅱ』その後:自分史的記述を兼ねて』(同、2018年)などがあり、翻訳や寄稿論文については枚挙に暇がない。

個人的な思い出を述べさせてもらえれば、刑事法史を専門とする私の未熟かつ拙い報告に対し、萩原名誉教授に、終始柔らかな物腰で、しかし的確かつ示唆に富むご指摘を繰り返しいただけたことは得難い体験であり、そこでのやり取りを通じて心に刻まれた、法の歴史的・文化的理解を究めていくうえで実務を意識することの重要性は、現在に至るまで自分の研究教育における根本的姿勢を形成している。あらためて心より追悼の意を表するとともに、遺された想いを受け継ぎ、いただいたご恩をしっかりと確実に返していきたい。

法文化学会第20回研究大会・総会を終えて

松本尚子 (上智大学)

2017年11月11日(土)、上智大学四ツ谷キャンパス(6号館306教室)において、法文化学会第20回研究大会が開催された。大会テーマは、「法を使う／紛争文化」である。午前10時、岩谷十郎理事長の挨拶とともに開会。続いて、大会テーマの趣旨説明を松本が行った。なお、今大会は自由報告がなく、他方でテーマ報告が

比較的多く予定されていたことから、大会全体をシンポジウム方式で行うこととした。報告は7件、コメント3件である。

午前の部は、史料を用いた実証研究が並んだ。第1報告の川島翔氏(一橋大学)「証書史料にみられる中世盛期の教会裁判所における紛争解決」と第2報告の神野潔氏(東京理科大学)「鎌

倉御家人の法生活と訴訟」が中世を、第 3 報告の岡崎まゆみ氏(帯広畜産大学)「旧韓末・朝鮮の日本影響下における訴訟観の変化」と第 4 報告の上田理恵子氏(熊本大学)「二重体制期ライタ以西地域における自治体調停」が近代をフィールドとして、それぞれの紛争解決制度がだれによりどのような場合に利用され、あるいは回避されたかを史料から読み込み、当時の人々の訴訟感に迫った。

午後の部は現代に移り、第 1 報告の西迫大祐氏(明治大学)「ジャック・ヴェルジェスの司法戦術とミシェル・フーコーの哲学について」が、フランス現代思想家フーコーが実践した司法改革運動の今日的な意義を考察した。第 2 報告の尾崎一郎氏(北海道大学)「紛争行動／法使用行動と法文化について」は、日本の低民事訴訟率をめぐる従来の「文化要因説」「制度要因説」という二項対立的議論枠組みを批判的に分析し、第 3 報告の鹿又伸夫氏(慶應義塾大学)「現代日本における紛争の発生と終結」は、2006 年に実施された大規模な全国アンケート調査を基に、多種多様なトラブルの発生から終結までを動的プロセスとして分析した。

休憩をはさんでのコメントは、まずフランス近世史の観点から鈴木道也氏(東洋大学)、次いで

日本近代法制史の観点から林真貴子氏(近畿大学)、最後に法社会学の観点から馬場健一氏(神戸大学)が、それぞれの分野における研究状況を整理し、各テーマ報告の位置づけや問題提起を行った。続く全体討論は 15 分ほど延長。引き続き行われた総会においては、6 名の新入会員の入会が承認された。

大会は、力作ぞろいの報告と鋭いコメント、そしてときにユーモラスな質疑応答に沸いた。地道な資料調査を積み重ね、またフェアな議論に徹した発表者の皆さんに、そして何より参加者の方々に感謝申し上げたい。一方で、当初の予想を超える来場者数に対応しきれず、配布物のコピー不足や懇親会場誘導に不備があったことは、開催校側の反省点である。また、今大会は質量ともにボリュームなので一日で消化するのはもったいない、聴くほうも疲れるから 2 日にしてはどうか、という声もあった。今後の参考になれば幸いである。

最後に、今大会の運営も、事務局の的確な指示と受付業務等の応援なくしては成り立たなかった。とりわけ、受付業務のために朝早くから駆けつけて下さった会員諸氏には、大変にお世話になった。この場を借りて、心より御礼申し上げます。

法文化学会第21回研究大会について

第 21 回研究大会を以下の要領で開催いたします。報告を希望される方は、8月末日までに、企画担当者までご連絡ください。大会テーマでの報告者は、叢書に執筆いただくことになっております。テーマにつきましては、叢書第 17 巻編集についての下記の趣旨説明をご覧ください。また、自由報告も予定しておりますので、大会テーマ以外の題目で報告を希望される方も歓迎いたします。

なお、報告希望者多数の場合は、叢書刊行委員会および開催校で相談のうえ、報告者を決めさせていただきますので、予めご承知おきください。

1. 日程: 2018 年 11 月 17 日(土)
2. 会場: 桜美林大学町田キャンパス・サレンバーガー館 1101 教室

〒194-0294 東京都町田市常盤町 3758

3. テーマ: 戦争と占領の法文化

開催校からのお願い ご報告をご希望される方は、事務局まで、氏名・所属・連絡先・報告の題目(仮題でかまいません)をご明記の上、上記日付までに、以下のいずれかの要領でお送り下さい。なお、研究大会に関するお問い合わせも以下にてお受けいたしております。

・郵便: 〒225-8503 神奈川県横浜市青葉区鉄町 1614 桐蔭横浜大学法学部内法文化学会事務局
・E-mail: admin@legalculture.org

* ご報告いただく方には、9 月初旬頃に会員連絡用のご報告要旨のご提出をお願い申し上げます。これにつきましては、後日、開催校よりご連絡させていただきます。

叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』

叢書第 16 巻の刊行について

法文化叢書第 16 巻『刑罰をめぐる法文化』(編者:高塩博会員)は編集作業をほぼ完了して、印刷製本を待つばかりとなりました。8 月中の刊行を予定しておりますので、楽しみにお待ちください。編集・執筆にご協力くださいました方々、お疲れ様でした。

叢書第 17 巻の編集について

叢書第 16 巻『法を使う／紛争文化』(編者:松本尚子会員)の編集が鋭意進められております。来年夏の刊行を目指して、現在編集が進められ

ております。編集・執筆にご協力くださっている方々、宜しく願い申し上げます。

叢書第 18 巻の発刊について

叢書刊行委員会では、叢書第 18 巻のテーマを「戦争と占領の法文化」とすることにいたしました。執筆を希望される会員は、趣旨説明をお読みの上、下記の申込締切日までに学会事務局に題目(仮題で結構です)をご提示の上、お申し込みください。なお、採否は編者とともに編集委員会が決定いたしますので、その旨ご承知おください。

法文化叢書第 18 巻『戦争と占領の法文化』原稿募集のご案内

法文化叢書第 18 巻編集担当 出口雄一 (桐蔭横浜大学)

ydeguchi@toin.ac.jp

人類の長い歴史において絶えず発生してきた戦争と、それが一応の終結を迎えた後の措置として行われて来た占領は、戦争の両当事者の軍事的対立、及び、占領者と被占領者の間の非対称的な権力のあり方を踏まえて、戦争の抑止や戦後の平和構築等の長いスパンをもって、文化的変容を伴いながら行われてきた。叢書 18 巻においては、このような関係を背景とする戦争と占領のあり方を、多角的な

法文化の枠組みから問いたいと考えている。

研究大会においては、戦争と占領とは何か、という問いに正面から向き合ってきた国際法学の領域の報告が中心となる予定であるが、叢書においては、国際法学はもとより、異民族支配や植民地化等の過程の法史学的研究、更には、戦争と占領による不可逆な変化を測定しようとする社会史・文化史的アプローチなど、幅広い学問領域からの応募を期待している。

1. 原稿申し込み締切日: 2018年8月31日
2. 原稿提出締切日: 2019年8月31日(締切日厳守、完成原稿を電子媒体で提出)
3. 刊行予定: 2020年7月
4. 原稿枚数: 20,000字以内

事務局からのお知らせ

2016年度会計報告

2016年度の会計(2016年4月1日～2017年3月31日)は、山内進会員に以下に掲げる内容で監査をいただき、上記総会にて承認されました。

2016年度 収支

総収入	1,758,297
総支出	1,362,214
次年度繰越金	396,083

2016年度 収入内訳

年会費	555,000
前年度繰越金	1,188,827
大会収入	14,470
計	1,758,297

2016年度 支出内訳

郵送費	20,276
文具代	3,370
複写費	1,200
出版経費	1,335,640
振替手数料	1,728
計	1,362,214

年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日)の会費(5,000円)の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費 5,000 円には、機関誌である叢書『法文化-歴史・比較・情報』の割引購読料 3,000 円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい(なお、入れ違いで納入いただいている場合もあろうかと存じます。その際は、不手際をご海容下さい)。

郵便振替口座番号:00130-4-659540

口座名義:法文化学会

* 年会費納入に関するご注意

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。

入会の申込について

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできます。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴(在学中を含む)と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ www.legalculture.org を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。